

令和6年度の奈良県における児童虐待の状況について

1. 令和6年度児童虐待相談対応件数（速報値）

○児童相談所の対応件数 1,724件（県児相1,426件、奈良市児相298件）

対前年度比11.4%減

令和5年度1,945件（県児相1,417件、奈良市児相528件）

○39市町村の対応件数 3,156件（うち奈良市分1,289件）

対前年度比5.9%増

令和5年度2,980件（うち奈良市分1,127件）

注1)「対応件数」は、児童相談所及び市町村が受け付けた児童虐待相談に対して行った対応（助言指導や措置等）の件数

注2)「対応件数」は、重複あり（児童相談所と市町村の両方で対応している案件があるため）

2. 令和6年度に児童相談所又は市町村が支援等の対象とした児童数

6,965人

| | | |
|----------|-------|------------|
| 【児童数の内訳】 | 心理的虐待 | 2,961人 |
| | ネグレクト | 2,377人 |
| | 身体的虐待 | 1,557人 |
| | 性的虐待 | <u>70人</u> |
| | 合計 | 6,965人 |

| | | |
|-------|-------|--------|
| 【参 考】 | 令和3年度 | 5,688人 |
| | 令和4年度 | 6,591人 |
| | 令和5年度 | 6,432人 |

注)「児童数」は、児童相談所及び市町村が児童虐待対応にあたり、支援や見守りが必要なケースと判断し「進行管理」している

児童の総数（「虐待を受けた児童」と「虐待を受けるおそれがある児童」を合算した児童数）

(1) 児童相談所の状況

- 「対応件数」は、令和5年度と比較すると221件減（11.4%減）となった。
 - ・ 県児相が9件増（0.6%増）
 - ・ 奈良市児相が230件減（43.6%減）
- 「虐待種別」では、令和5年度と比較すると
 - ・ 「心理的虐待」が194件減（20.8%減）
 - ・ 「身体的虐待」が3件増（0.6%増）
 - ・ 「ネグレクト」が25件減（5.5%減）
 - ・ 「性的虐待」が5件減（14.7%減）
 - ・ これまで全体の約半数を占めていた「心理的虐待」の割合が減少し、全体の約43%となった。
一方で「身体的虐待」の割合が増加し、全体の約30%となった。
- 「虐待通告の経路」では、「警察」「市町村」「近隣知人」の順に件数が多い。
令和5年度と比較すると
 - ・ 「家族」が77件減（47.8%減）
 - ・ 「警察」が117件減（16.5%減）
 - ・ 「市町村」が45件増（12.5%増）

(2) 市町村の状況

- 「対応件数」は、令和5年度と比較すると176件増（5.9%増）となった。
 - ・ 奈良市分が162件増（14.4%増）
- 「虐待種別」では、令和5年度と比較すると
 - ・ 「心理的虐待」が129件増（9.6%増）
 - ・ 「ネグレクト」が37件増（3.9%増）
 - ・ 「身体的虐待」が4件増（0.6%増）
 - ・ 「性的虐待」が6件増（54.5%増）
 - ・ 「心理的虐待」が全体の約半数を占めており、その傾向は令和5年度と同様である。
- 「虐待通告の経路」では、「学校等」「都道府県」「児童福祉施設」の順に件数が多い。
令和5年度と比較すると、
 - ・ 「家族・親戚」が89件増（66.9%増）
 - ・ 「近隣・知人」が32件増（40.5%増）
 - ・ 「学校等」が74件増（8.6%増）

(3) 分析等

- ・ 対応件数は、児童相談所において減少（221件減）した一方で、市町村では増加（176件増）した。
- ・ 県児相の対応件数は微増（9件増）したが、奈良市児相での対応件数が大幅に減少した（230件減）。
- ・ 市町村の対応件数の増加のうち、奈良市の対応件数が162件増加した。
- ・ これらのことから、奈良市において児相とこども家庭センターの機能の役割分担が進んでいることが推察される。
- ・ 虐待種別で見ると、県児相、奈良市児相ともに「心理的虐待」の対応件数が大幅に減少（194件減）している。一方、市町村の「心理的虐待」は件数が増加（129件増）している。
- ・ 以上より、一時保護等の介入的な支援については児相、寄り添い型の支援については市町村といった、児相と市町村の役割分担が進んでいることが推察される。
- ・ 今後とも、児童虐待の未然防止と早期対応のため、児童相談所と市町村の体制強化及び専門性の向上に努めるとともに、学校や警察等の関係機関との連携強化をより一層図っていく。

- ・ 資料1 奈良県の児童虐待相談対応件数の推移
- ・ 資料2 令和6年度 児童虐待相談の状況について（児童相談所）
- ・ 資料3 令和6年度 児童虐待相談の状況について（市町村）